右

同

建設業者の許可の取消し.

液体シンチレーション計数装置

Ĥ

三用)

の購入に係る

(水産振興課) ...

ベ

(会計管理課)

県王

局域

:

般競争入札.

の公表.....

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要......

(商工政策課)

:

同

:

同

:

Ħ. Ħ. 껃 証紙売りさばき人の指定...... 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出..... 適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出....... 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算 道路の区域の変更...... 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定....... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定...... 生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出....... 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出......

(会計管理課) ... (建築住宅課) ...

껃

同

:

껃

公

右 右

同

第三千七百八号

右

同

出

先 機 関

平成 (月曜日) 一十五年 一十五年

土地改良区の役員の退任

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 選挙管理委員会

事

務

局

(皇上 県上

民地

局域

同

:..10

同同

: : 告

示

目

次

青森県告示第五百十九号 示

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第 一号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次のと

平成二十五年六月二十四日

(道

路 同

課 :

:

保高

:

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更後	変更前	区分
田済誠会病院一般財団法人済誠会十和	誠会病院 財団法人済誠会十和田済	名称又は氏名
_	所在地又は住所	
지 万 글	Ž Ē	変更年月日

青森県告示第五百二十号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 同法第五十五条の二第二号の規定に

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

院医療法人健仁会柏葉醫	名称又は氏名
上北郡七戸町字笊田川久保八七の二	所在地又は住所
平成芸・手三	廃止年月日

青森県告示第五百二十一号

で、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったの生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申

吾

藤田	氏
剛	名
丁目三六 一	住
中央六	所
藤田整骨院	施術所の名称
丁目三六五所川原市中央六	施術所の所在地
三平 成 □ □	年廃 月 日止

青森県告示第五百二十二号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

亖平 • 成 ••	字前町	大	一黒 五石 市	里かテー かまくらの の ルパース	訪問介護	一五 黒石市大字前町 町	仁会 会 法 人龍
年月日	地	在	所	名称		所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
指定	所う	業を行	業ス事	事業を行いています。	ご居 に 記 き せ ー	指定居宅サー ビス事業者	指定居宅廿

青森県告示第五百二十三号

の規定により公示する。のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号へ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次

平成二十五年六月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

= ≟成	字 前 町	市 大	一黒 五石	里かテー マー まくら の の ン	里かテへ	訪介 問 門 介 護 防	一五 黒石市大字前町 町	仁会 医療法人龍
年	地	在	所	称	名	の [†] 類 b	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
指	兼 所を	業事業	事し	7護予防#	行介	ナ介 注 ぎ ろ る な 防	業 者	事指定介護

青森県告示第五百二十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年七月二十三日まで青森県県土整

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青			
森 県 告 〈	1	1	番図号面
示第五百			種道 路 類の
— 十五号	線	酸ケ湯黒石	路線名
	(字上十川字北原)	〈字上十川字北原二	変更
	一番五九の二ま	一番五九の二か	の 区
}	ま で -	から	間
	後	前	前変 後更 別の
	一五・五○メートルまで	一五・五〇メートルまで	敷地の幅員
中 島 駅 中 島 駅 門 県 や り い た 、 松 に れ り た い た い た れ た れ た れ た た た れ た た た た た た	三一・〇〇メートル	=00メート	敷地の延長
,	原島中 島町根駅 県六駅 駅 一次 駅 で い で に い た に た に た れ に た れ た に た た た た た た た た た		

十 十 十 十 十 九 八 七 六 ルカ市四一の児三川〇市二〇三市一賀二九駅 六ネ三三 四うの中 中 興一市 『三 字 ビー島 原 川 一 万 七 の前佐〇ビの番愛 ぎ六区広原島中七中愛〇座城沖ル〇市鹿八ミ原宮号高才長〇プ三中賀四ル一町媛二ん 八島町根駒の区知八波間縄四 中児階ネ町崎 木町崎四レ八央県号デ三七県号ビ広丁県六県ビー錦県号建三県階創央島 ツ五県 ビ六県号イ 一佐室ィ 丁松室ル島堀広 松ル三一名室設〇浦 夢町県 クの宮 ルの長室スカ丁賀 ンミ目山 七ち一島 江九 丁古ビー添 第九鹿 スー崎 五三崎 佐 目市 グツー市 〇 ゆ五市 市階名目屋 五

青森県告示第五百二十六号

収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十五年五月二十六日をもって青森県

平成二十五年六月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二

猛

清水

青森県告示第五百二十七号

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、

青森県証紙条例

(昭和

平成二十五年六月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二 売りさばき人の住所及び氏名

清水 美津子

指定年月日

平成二十五年六月十七日 売りさばき場所

Ξ

八戸市大字白銀町字洲賀端五九の二

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

兀

意見書の縦覧

場所

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバー ス青柳店

青森市青柳二丁目九の一一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTTファイナンス株式会社

代表取締役 東京都港区芝浦一丁目二の 前田幸

県の意見なし

Ξ

意見の概要

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

期間

平成二十五年六月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバー ス南類家店

八戸市南類家二丁目九の五

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

Ξ 意見の概要

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

場所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

平成二十五年六月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア鶴田店

北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字前田二三八外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田惠三

Ξ 意見の概要

県の意見なし

兀 意見書の縦覧

青

2 場所

青森県商工労働部商工政策課及び鶴田町役場

期間

平成二十五年六月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで その執務時間内とする。

鶴田町役場にあっては、

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

条第五項の規定により公表する。 項の規定により、 三月十五日公表) の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成二十五年

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

얦1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

495億円で全国第8位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成 て水産業は中核的な産業となっている。 て発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域におい 20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地とし 本県の水産業は、平成22年において、生産量が22万トンで全国第4位、生産額が

を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要 かめる このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展

- る陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾であ
- り、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。 今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、 しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあ

地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- 加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られ の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増 可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。 物の生産を更に安定的で特続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲 るようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指 生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。 導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋
- 源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当 切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資 水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強 該データの蓄積又は知見の進展を凶るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター 化を図ることとする。 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適
- 引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととす 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、

を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見

얦2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事

1
第1
1種特定海洋生物資
篒源の平成 2 4年の
刀知事管理量は、次
次表のとおりである。

するめいない	まさば及びごまさば 平成:	まいわし	まあじ	すけとうだら 平成:	第1種特定 海洋生物資源
平成24年1月~12月	平成24年7月~平成25年6月	平成24年1月~12月	平成24年1月~12月	平成24年4月~平成25年3月	管理の対象となる期間
若干	若干	井	若干	若干	知事管理量

0 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、 次表のとおりためる

2 为1 饱行足两杆工物	第1個付足(毎年主物員係の主成 23年の知事員 理里は、(人なの)これり、のる。	久水りへわりてめる。
第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成25年4月~平成26年3月	井井
まあじ	平成25年1月~12月	干井
14小手	平成25年1月~12月	
まさば及びごまさば	平成25年7月~平成26年6月	干井
するといか	平成25年1月~12月	干井

(注1) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資 源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする 必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2)「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるもの の、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上 獲実績程度となるようにすることが必要である。 に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の漁

第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

がないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づい て操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものと 小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させること

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする

う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。 定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

(まいおし)

う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。 定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

【まさば及びごまさば】

う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。 定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

するめいか

することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。 努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業するこ う免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業 また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲 定置網漁業 (底建網を含む。) については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

ととし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関す

並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである 平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量

さめがれい	第2種特定 海洋生物資源
小型機船底びき 網漁業 (うち手繰 第1種漁業)	採捕の種類
青森県下北郡東通村 尻屋埼灯台中心点と 平成25年5月1日 小型機船底びき 北海道函館市恵山岬 から平成25年6月 網漁業(うち手繰灯台中心点を結んだ30日まで 第1種漁業) 繰以東の青森県地先	海域
平成 2 5 年 5 月 1 日 から平成 2 5 年 6 月 3 0 日まで	期間
3 8 8	漁獲努力量 (隻日)
	-

(注)小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267 締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。 第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取

部で 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に

びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。 平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並

みめが	第
いかがいい	第2種特定 海洋生物資源
機船手繰網漁業 (かけまわし漁 業)	採捕の種類
青森県下北郡東通村 尻屋埼灯台中心点と 平成25年5月1日 北海道函館市恵山岬から平成25年6月 灯台中心点を結んだ30日まで 線以東の青森県地先30日まで 水面	海域
平成25年5月1日 から平成25年6月 30日まで	期間
ω ⊗ ∞	漁獲努力量 (隻日)

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県掩面漁業調整規則第6条に規定する種 類のものをいう

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

管理措置の着実な実施を推進する。 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状 研究の充実強化を更に進めることとする
- \sim 組みを進めるとともに、 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取 生息環境の保全に努めるものとする。

液体シンチレーション計数装置 (H 三用) の購入に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

一般競争入札に付する事項

液体シンチレーション計数装置(H 次に掲げる物品の購入とし、 その物品に要求する性能等は、 三用) 一式 入札説明書による。

納入期限

平成二十六年三月十四日

納入場所

Ξ

入札に参加する者に必要な資格 人札説明書による。

兀

- 1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 札参加資格) の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。 加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入 資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号 (物品等の競争入札参 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加
- 4 3 札の時までの間に、受けていない者であること。 事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開 月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。) に基づく知 約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契
- 知事の指名停止の措置が行われたものを除く。) がない者であること。 名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 (既に 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、 指
- るものであること。 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出してい

六

五 資格の審査等

1 れて により、審査を受けなければならない 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、 次に従い、 一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) 四に定める資格を有することにつ

2 提出部数 二部

3 提出期限等

申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に 月十九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十五年七 これに応じなければならない また、

ないものとする。 ∵の説明又は内容の変更等に応じない者は、 当該入札に参加することができ

入札説明書の交付等 ○○の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

入開札の日時及び場所

〇 七

七三四

九一〇四

七

1

平成二十五年八月五日 (時間は、 入札説明書による。

2

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

入札執行回数

八

原則として三回を限度とする。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

九 入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則 (昭和三十九年三

落札者の決定方法

月青森県規則第十号) 第百五十九条の規定による

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

+

契約の締結

(

落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。 落札の決定後、 当該入札に係る契約の締結までの間において、 当該落札者が四

<u>+</u> 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、 入札説明書による。

† = 入札書記載金額

る金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当す てた金額)をもって落札金額とするので、 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 入札者は、 消費税に係る課税事業者であ その端数を切り捨

十四四 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

す る。 偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効と 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

3 契約書作成の要否 要

4 その他詳細は、 入札説明書による。

SUMMARY

Nature a n d quantity 0 t h е prod

scintillation

counte

iquid

b е

urchased:

12 i m e i m i t for tende

time.)

Aug

ust, 2013

(Please

refer

t o

а

b i d

Account Management Division Point f o r n o t i c

ω

Accounting Bureau

Government

1 - 1 - 1Nagashima

Aomori City, Aomori 030 - 8570

TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年六月二十四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏名 森田 末太郎

商号又は名称

森田建設

主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字泉山道九の一七

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二一) 第八一六三号

六 五 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十五年六月六日

土木、 建築、大工、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

県

報

1) 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

青

森

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 中村建設工業株式会社

代表者の氏名 郎

主たる営業所の所在地 八戸市長苗代一丁目一の

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一五五五号

兀

取消年月日 平成二十五年六月十一日

五

取消しに係る建設業の許可

六

構造物、 土木、 は装、 建築、大工、とび・土工、石、 しゆんせつ、内装仕上、 水道施設、 屋根、 管、 消防施設工事業に係る一般建設 タイル・れんが・ブロツク、鋼

七 取消しの原因となった事実

業の許可

り確認された。このことが、 平成二十五年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第 項第四号の規定に該当する。 届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社工藤工ム店

_ 代表者の氏名 工 藤

Ξ 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字手倉橋字荷軽井一六の七

兀 許可番号 青森県知事許可(般 <u>_</u> 第三〇〇一七三号

五 六 取消年月日 平成二十五年六月十一日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十五年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

規定により公告する。 砂土路土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、下 次のとおり役員の退任の届出があったので、 同条第十七項の

平成二十五年六月二十四日

上北地域県民局長 Ξ 上 俊 孝

監	区役 員 別の
事	別の
竹 内	氏
幸 夫	名
二 上北郡東北町大字大浦字東道ノ上二の	住
ノ上一の	所
平成宝・	退任の年月日

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十四日

青絲県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

5

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

示第五十五号) の一部を次のように改正する。 公職選挙法等の施行等に関する規程 (昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告

第九十四号様式を次のように改める。

第九十四号樣式 (第六十九条関係)

何選挙 (何選挙区) 選挙長告示第

十三項 (第八十六条の四第十一項) の規定により告示する。 のとおり届出があつたので、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第八十六条第 月 日執行の何選挙につき (何選挙区において)、候補者として次

年

何選挙 (何選挙区) 選挙長 氏 名

番受届号理出		
年届 月 日出		
の届 別出 ———		
候補者氏名		
本籍		
住 所		
月生 日年		
党 派		
職業		
ア サイの レ ス の ア ブ		

注		\ \
-	l 5	5
	\ \ \	>
1		
		₹
	l 5	5
\neg	\ \ \	>
届	}	>
「届出の別」		>
Щ	\vdash	<u> </u>
の	S	5
데	\ \ \	>
ກາ	\ \ \	}
	\vdash	
欄には、		5
1-	\ \ \ \ \	>
اب	\ \ \	>
は		>
		₹
		\$
_	\ \ \	\$
正位	\longrightarrow	
ᄣ		>
冗		₹
屈		\$
「政党届出」、	\longrightarrow	——
Щ	}	>
		<
	l	ζ
_		
*	\ \ \	>
4	\ \ \	}
人		₹
		<u> </u>
浬	S	5
出	\ \ \	>
_		>
∇		\
X	l S	5
は	\ \ \	>
,	\ \ \	>
猚		\$
蓎	\ \ \	\$
	>	>
曲		<
出		ζ
		5
_	>	>
「本人届出」又は「推薦届出」の引		
딘		`

- を記載すること。 別
- 記載し、②ふりがな (仮名書きの部分を除く。) を必ず付すること。 「候補者氏名」欄には、⑴通称の使用が認定された場合には、通称のみを

2

- 3 すること。 体の略称を併記されてある場合にはその略称のみを「 (略称) 何々」と記載 「党派」欄には、立候補届出書に令第八十九条第四項の規定により政治団
- 名称」と読み替えるものとする。 衆議院小選挙区選出議員選挙においては、 「党派」 は 「候補者届出政党の
- ことができる。 書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載する 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文

この規程は、告示の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行